

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱の制定について

16生産第8264号
平成17年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成17年 9月 1日 17生産第2952号

改正 平成18年 3月31日 17生産第8570号

改正 平成19年 3月30日 18生産第9317号

最終改正 平成20年 4月 1日 19生産第9996号

農業・食品産業競争力強化支援事業について、この度、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いします。

おって、貴局管内の県知事及び地方農政事務所長には、貴職から通知されたい。

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱

第1 趣旨

我が国の農業を取り巻く状況は、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなっており、輸入農畜産物による代替が急速に進行している。

このような中で、国産農畜産物生産の低コスト化、高品質・高付加価値化等を推進するためには、革新的な新技術を核として、従来の生産システムを大胆に変更するような新たなシステムの導入が必要となっている。

このような取組は、農業・農村の未来を切り拓く大きな可能性を秘めているが、リスクも高いことから、国が直接、事業実施主体を支援する農業・食品産業競争力強化支援事業（以下「強化支援事業」という。）を実施することにより、全国のモデルとなる競争力のある産地を育成し、これらの取組を波及させることにより、国産農畜産物の競争力強化を図るものとする。

第2 目標

強化支援事業は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 多様な消費者・実需者ニーズに対応し需要に応じた生産量の確保
- 2 生産、経営、加工・流通技術や生産基盤の開発・改良等による生産性の向上
- 3 高品質・高付加価値農畜産物の安定生産の推進
- 4 農畜産業の環境保全
- 5 輸入急増農産物における国産シェアの奪回

第3 事業の実施方針等

1 事業の実施方針

強化支援事業は、事業実施主体や地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

なお、強化支援事業の実施に当たって、事業実施主体が設定する成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところによるものとする。

2 事業の内容

強化支援事業は、未来志向型技術革新対策事業と総称される次に掲げる事業により構成されるものとし、事業種類、事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、生産局長が特に必要と認める場合にあっては、別表第1から別表第3までに定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

- (1) 新需要創造対策事業（別表第1）

我が国の技術力を活かし、新食品や新素材を開発することにより、農畜産物の新たな需要を創造するため、新食品や新素材に関する情報の提供、協議会の育成、技術指導、共同利用施設の整備等を実施する事業とする。

(2) 技術革新波及対策事業(別表第2)

農業生産に係る革新的な技術を迅速に確立し波及させるため、協議会の開催、技術の普及、共同利用施設の整備等を行う事業とする。

(3) 生産性限界打破事業(別表第3)

現行の営農・技術体系における生産性の限界(生産コストや経営規模の壁)を新技術・新品種の導入、未活用労働力・資本の有効活用により打破しようとする革新的な営農モデルを構築・普及するため、協議会の開催、技術の実証、共同利用機械の整備等を実施する事業とする。

3 事業費の低減

強化支援事業の実施に当たっては、機械、施設等の整備の過剰を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

なお、生産局長が機械、施設等の上限額を別に定めているものについては、その額を超える部分について補助の対象外とする。

また、上限額が定められていない機械及び施設等についても、極力事業費の低減に努めるものとする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、上限額を超えて機械及び施設等を整備する必要がある場合において、地方農政局長等(北海道及び2の(1)に定める事業を実施する場合にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)が特に必要と認めた場合にあってはこの限りではない。

4 費用対効果分析

強化支援事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別に定める手法を用いて定量的な分析を行うものとする。

第4 事業の実施の手続

1 事業実施主体は事業実施計画を作成し、生産局長が別に定めるところにより地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合(第3の2の(1)に定める事業を実施する場合を除く。)においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする

3 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるとともに、必要に応じ関

係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

- 4 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1から3までに準じて行うものとする。

第5 推進指導等

1 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、生産者等の自主性と創意工夫を活かした強化支援事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等との密接な連携を図るとともに、農業団体、実需者団体等の協力を得つつ、関係部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、強化支援事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、強化支援事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を強化支援事業の運用に反映させるものとする。

第6 事業実施期間

強化支援事業の個々の事業は、単年度で完了することを原則とする。
ただし、生産局長が別に定める事業については、この限りではない。

第7 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の高さ、前年度までの執行状況等を総合的に判断し、強化支援事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第8 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、強化支援事業の実施状況を、事業実施年度から目標年度までの間、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、地方農政局長等に対し、報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合(第3の2の(1)に定める事業を実施する場合を除く。)にあつては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- 2 地方農政局長等は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第9 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより自ら評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県(第3の2の(1)に定める事業を実施する場合を除く。)にあっては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会を開催し、点検評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、生産局長が別に定めるところにより改善計画を提出させるなど、適切な措置を講じるものとする。
なお、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。
- 3 生産局長は、2の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、強化支援事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度以降の適正な事業の執行及び補助金の配分に反映させるものとする。
- 4 国は、強化支援事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第10 他の施策等との関連

強化支援事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 強い農業づくりに向けた取組
- 2 生産性の高い地域輪作システムをモデル的に構築する取組
- 3 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 4 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 5 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 6 農産物の需給の調整のための施策
- 7 株式会社日本政策金融公庫資金(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金) 農業改良資金等農業金融に関する施策
- 8 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 9 流通の総合化及び効率化を促進する取組に関する施策
- 10 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 11 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 12 バイオマスの利活用に関する施策

第11 委 任

強化支援事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。
- 2 1にかかわらず、別表第2の(注)の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、第10の7中「農林漁業金融公庫資金」を「株式会社日本政策金融公庫資金」に改める改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

別表第1（第3関係） 未来志向型技術革新対策事業（新需要創造対策事業）

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
1 新需要創造フロンティア育成事業	助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 新食品や新素材についての画期的な利用方法に関する情報の提供 2 新需要創造協議会の育成	生産局長が別に定める者	生産局長が別に定める要件を満たすこと	定額
2 成分保証・分別管理システム確立推進事業	助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 検討会の開催 2 調査の実施 3 実証、試験の実施 4 技術の普及 5 啓発活動	事業種類の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 新需要創造協議会（生産局長が別に定めるものをいう。）ただし、事業種類欄の2の事業に限る。 2 次に掲げる法人又は団体であって、新需要創造協議会の構成員であるもの (1) 農業協同組合 (2) 農業協同組合連合会 (3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） (4) 農事組合法人 (5) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。） (6) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業生産団体をいう。以下同じ。） (7) その他生産局長が別に定める者	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 受益農家が原則として3戸以上であること。 2 事業実施による成果目標を定めていること。 3 生産局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。 4 当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 5 事業種類の欄3の事業を実施する場合にあつては、2の事業と一体的に実施すること。	1 / 2 以内 ただし、次に掲げる場合にあつては、6 / 10 以内。 (1) 事業の対象となる作物がさとうきび及びパイナップルの場合 (2) 沖縄県において家畜飼養管理施設を整備する場合
3 成分保証・分別管理機械・施設整備事業	助成の対象は、次に掲げる施設又は機械の整備とする。 1 共同育苗施設 2 乾燥調製施設 3 穀類乾燥調製貯蔵施設 4 農産物処理加工施設 5 集出荷貯蔵施設 6 産地管理施設 7 生産技術高度化施設 8 種子種苗生産関連施設 9 家畜飼養管理施設 10 共同利用機械 11 その他生産局長が必要と認める機械又は施設			

別表第2（第3関係） 未来志向型技術革新対策事業（技術革新波及対策事業）

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
1 先進的総合生産工程管理体制構築事業	助成の対象は、次に掲げるとおりとする。	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。	次に掲げるすべての要件を満たすこと。	1 / 2 以内 ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる補助率とする。 (1) 6 / 10 以内 ア 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合 イ 沖縄県において家畜飼養管理施設を整備する場合 (2) 定額 ア 事業内容欄の2の事業の場合 イ 事業内容欄の3の事業の場合 (3) 生産局長が別に定める補助額及び補助率以内 生産局長が別に定める場合
2 次世代大規模経営品質管理システム実用化事業	1 推進事業（事業種類欄の1の事業のうち工程管理手法の導入効果の検証及び2の事業を除く。） (1) 協議会の開催 (2) 行動計画の作成 (3) 調査の実施 (4) 実証、試験の実施 (5) 技術の普及 (6) 啓発活動 (7) その他必要な取組	1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 4 土地改良区 5 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） 6 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。） 7 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく団体をいう。以下同じ。） 8 その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。）	(1) 受益農家が原則として3戸以上であること。 (2) 事業実施による成果目標を定めていること。 (3) 生産局長が別に定める要件及び基準等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 (5) 整備事業を実施する場合にあっては、原則として、事業内容欄の推進事業を一体的に実施すること。	
3 麦の穂発芽リスク制御モデル産地形成事業	2 推進事業（事業種類欄の1の事業のうち工程管理手法の導入効果の検証に限る。） (1) 検討会の開催 (2) 実証調査 (3) 検証レポートの作成	9 事業協同組合連合会及び事業協同組合 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設並びに飼料化施設の整備に限るものとする。		
4 さとうきび害虫に対する新防除体系導入事業	3 団体推進事業（事業種類欄の2、6及び7の事業に限る。） (1) 協議会の設置 (2) 行動計画の作成 (3) 調査の実施 (4) 技術の普及 (5) 啓発活動 (6) その他必要な取組	10 企業組合及び協業組合 ただし、飼料化施設の整備に限るものとする。		
5 高品質かんきつ安定生産技術導入事業	4 整備事業 (1) 先進的総合生産工程管理体制構築事業 次に掲げる施設等のうち工程管理の実施に必要なもの。 ア 共同育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 農業廃棄物処理施設 コ 生産技術高度化施設 サ 種子種苗生産関連施設 シ 有機物処理・利用施設 ス 畜産物処理加工施設 セ 家畜飼養管理施設 ソ 飼料作物関連施設 タ 飼料化施設	11 市場関係者（生産局長が別に定めるものをいう。） ただし、野菜の取組を対象にした、産地管理施設の整備に限るものとする。 12 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合をいう。） ただし、事業種類欄の7に限る。 13 民間団体（生産局長が別に定めるものをいう。） ただし、事業種類欄の2、6、7に限る。 14 協議会（生産局長が別に定めるものをいう。） ただし、事業種類欄の4及		
6 施設園芸脱石油イノベーション推進事業				
7 野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業				
8 地産地消モデルタウン事業				
9 高機能たい肥活用エコ農業支援事業				
10 肉用牛振興を核とした地域畜産新生システム構築事業				
11 産地提案型事業				

- チ 乳温等管理施設
- ツ 共同利用機械整備
- テ その他附帯施設及び機器類
- (2)次世代大規模経営品質管理システム実用化事業
 - ア 産地管理施設
 - イ 共同利用機械整備
- (3)麦の穂発芽リスク制御モデル産地形成事業
 - ア 乾燥調製施設
 - イ 穀類乾燥調製貯蔵施設
 - ウ 産地管理施設
- (4)さとうきび害虫に対する新防除体系導入事業
 - ア 農作物被害防止施設
 - イ 共同利用機械整備
- (5)高品質かんきつ安定生産技術導入事業
 - ア 農道整備
 - イ 土壌土層改良
 - ウ 産地管理施設
 - エ 生産技術高度化施設
- (6)施設園芸脱石油イノベーション推進事業
 - ア 生産技術高度化施設
 - イ 集出荷貯蔵施設
 - ウ 共同利用機械整備
- (7)野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業
 - ア 集出荷貯蔵施設
 - イ 農産物処理加工施設
 - ウ 産地管理施設
 - エ 種子種苗生産関連施設
 - オ 共同利用機械整備
- (8)地産地消モデルタウン事業
 - ア 農産物処理加工施設
 - イ 畜産物処理加工施設
 - ウ 集出荷貯蔵施設
 - エ 産地管理施設
 - オ 地域食材供給施設
- (9)高機能たい肥活用エコ農業支援事業
 - ア 家畜排せつ物利活用施設
 - イ 共同利用機械整備
- (10)肉用牛振興を核とした地

び8の推進事業に限る。
15 認可団体

域畜産新生システム構築事業
ア 家畜飼養管理施設
イ 家畜改良増殖関連施設
ウ 放牧利用条件整備
エ 実証展示用肉専用種繁殖雌牛の整備

(11)産地提案型事業
ア 耕種作物小規模土地基盤整備
 (ア)ほ場整備
 (イ)園地改良
 (ウ)農道整備
 (エ)優良品種系統等への改植・高接
 (オ)暗きょ施工
 (カ)土壌土層改良
イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
 (ア)飼料作物作付条件整備
 (イ)放牧利用条件整備
 (ウ)水田飼料作物作付条件整備
ウ 耕種作物共同利用施設整備
 (ア)共同育苗施設
 (イ)乾燥調製施設
 (ウ)穀類乾燥調製貯蔵施設
 (エ)農産物処理加工施設
 (オ)集出荷貯蔵施設
 (カ)産地管理施設
 (キ)用土等供給施設
 (ク)農作物被害防止施設
 (ケ)農業廃棄物処理施設
 (コ)生産技術高度化施設
 (サ)種子種苗生産関連施設
 (シ)有機物処理・利用施設
エ 畜産物共同利用施設整備
 (ア)畜産物処理加工施設
 (イ)家畜市場
 (ウ)家畜飼養管理施設
 (エ)飼料作物関連施設
 (オ)飼料化施設
 (カ)搾乳関連排水処理施設
オ 共同利用機械整備
カ その他必要な施設又は機械の整備

別表第3（第3関係） 未来志向型技術革新対策事業（生産性限界打破事業）

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
<p>1 生産性限界打破モデル実践事業</p>	<p>事業の対象は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 推進事業 (1) 協議会の開催 (2) 行動計画の策定 (3) 実証の実施 (4) 調査の実施 (5) 新技術の普及 (6) 普及啓発活動 (7) その他必要な取組</p> <p>2 整備事業 (1) 耕種作物小規模土地基盤整備 ア 園地改良 イ 新植・改植・高接 ウ 暗きょ施工 エ 土壌土層改良 (2) 耕種作物共同利用施設整備 ア 乾燥調製施設 イ 穀類乾燥調製貯蔵施設 ウ 産地管理施設 エ 生産技術高度化施設 オ 共同利用機械施設</p>	<p>事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 4 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） 5 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第29号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。） 6 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく団体をいう。以下同じ。） 7 その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） 8 事業協同組合 9 企業組合及び協業組合 10 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合をいう。） 11 協議会（生産局長が別に定めるものをいう。） 12 認可団体（生産局長が別に定めるものをいう。）</p>	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 受益農家が原則として3戸以上であること。 (2) 事業実施による成果目標を定めていること。 (3) 生産局長が別に定める要件及び基準等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 (5) 整備事業を実施する場合にあっては、推進事業と一体的に実施するものとする。</p>	<p>1 / 2 以内 ただし、推進事業を実施する場合にあっては、定額補助とする。</p>
<p>2 次世代園芸ロボット技術導入検証事業</p>	<p>事業の対象は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 園芸用ロボット実用化推進 2 非農業用ロボット応用実証 3 普及啓発活動</p>	<p>民間団体等（生産局長が別に定めるものをいう。）</p>	<p>生産局長が別に定める要件を満たすこと。</p>	<p>定額</p>